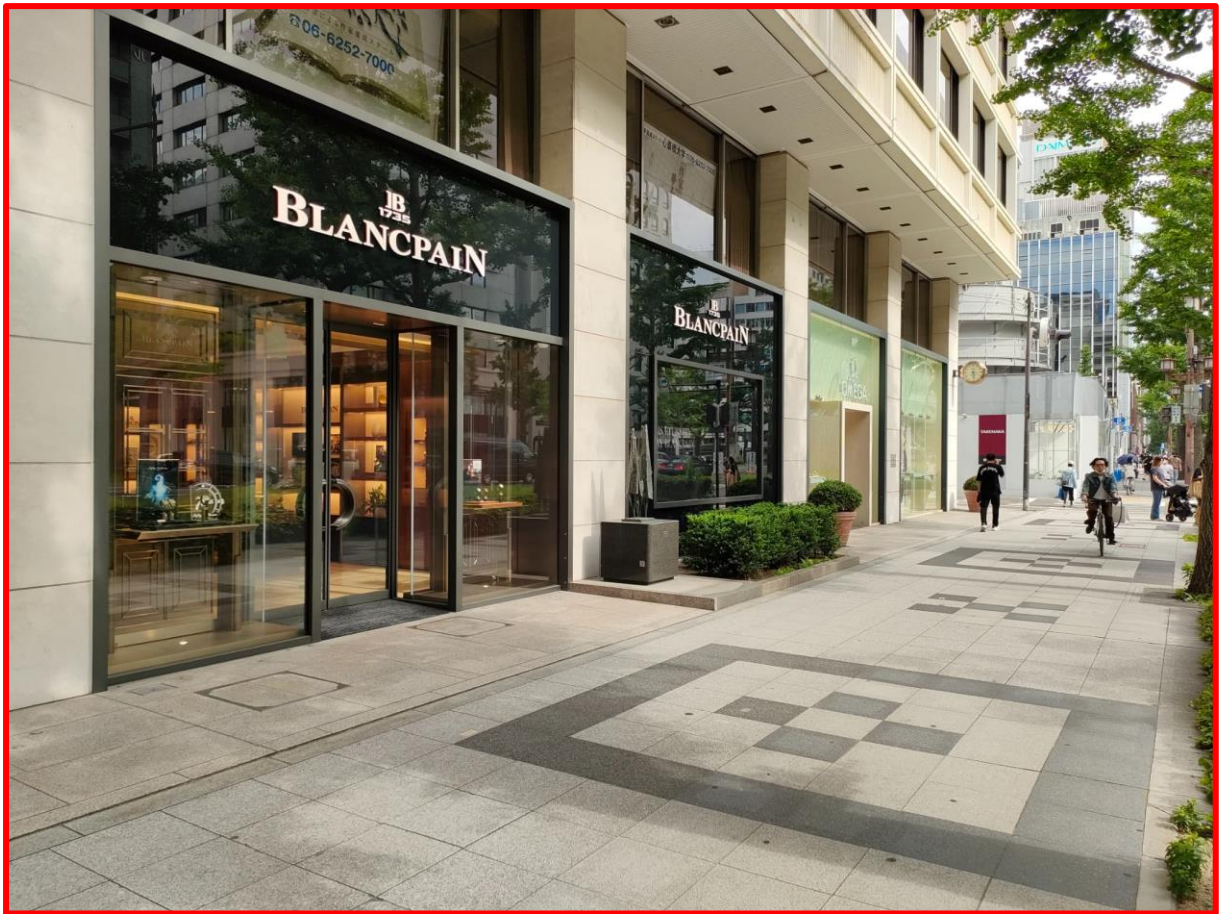


（２）高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて



- 1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入
- 2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出
- 3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張
- 4) オープンスペースの利活用
- 5) 魅力的な夜間景観の創出
- 6) 広告・サイン等の取扱い
- 7) 駐車・駐輪施設の取扱い

1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入

●御堂筋に面する低層部の用途 2.1.1

【御堂筋に面する1階部分で望ましい用途】

・店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館

- ・御堂筋に面する1階に導入する用途は、不特定多数の来訪者を対象とし、文化活動やにぎわい・憩いの創出につながる、**店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館**（以下「店舗等」という。店舗等以外の用途に供する共用部分（エントランス、廊下、階段、昇降機等又は駐車場等）を含む。）とします。
- ・長堀通周辺は、百貨店、専門店、高級ブランド店などが集積する大阪市を代表するエリアですが、特に御堂筋沿いは、御堂筋と長堀通の交差点を起点に、多くのブランドが大型路面店として出店するとともに、近年は高級自動車のショールームの出店など、そのエリアがより北側にまで広がり、一層まち歩きの魅力を高めています。
- ・今後、**中央大通**から長堀通間にこうした高級なにぎわいを一層もたらすために、都心部ならではの日常とは違う時間を過ごしたり、まち歩きを楽しんだり**できる**施設を誘導し、御堂筋を特別な場にしていくことが目標です。
- ・必ずしも業種・業態を限定するものではありませんが、上記の趣旨を踏まえて、御堂筋にふさわしい用途・テナントの質、及び形態・意匠などについて配慮してください。
- ・店舗と共存させながらオフィスエントランスなどの共用部を御堂筋に面して設ける場合は、例えば、一部をギャラリー等として使用するなどにぎわいづくりに配慮**してください**。それが難しい場合は、高質な素材を用いたり大きな吹き抜け空間を設けたりするなど、御堂筋にふさわしい特段の演出に配慮してください。



長堀通周辺の現状のにぎわい。



高級自動車のショールームの出店



1階と2階に店舗等を設けている例。テナントの内容や形態・意匠上の工夫により、にぎわいの演出と風格の維持は両立できると考えています。

- ・オフィスエントランス等だけ（店舗等以外の用途に供する共用部分だけ）を配置する場合は、例えば、御堂筋に面する部分の一部をショウウィンドウのように使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、にぎわいの創出につながるものとしてください。



オフィスエントランスの一部に休憩等ができるスペースを設けている例。

（店舗等以外の用途）

- ・高級なにぎわいや交流の用に供するものとして市長が認めるものは、以下にあげる用途（「許容できるもの」とします。この用途を御堂筋に面して配置する場合、御堂筋に面する部分の一部をショールームのように使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、また、御堂筋に面する外観等の形態・意匠・素材・色彩等については、「2）低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出」における配慮事項を満たすなど、にぎわいの創出や演出につながるものとしてください。

【御堂筋に面する1階部分で許容できる用途】

- ・事務所等
- ・ホテル・旅館
- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・病院、診療所
- ・学校等

【御堂筋に面する1階部分でふさわしくない用途】

- ・ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ・カラオケボックス等
- ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等
- ・老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
- ・老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・公衆浴場
- ・自動車教習所
- ・車庫、倉庫、畜舎
- ・工場
- ・危険物の貯蔵、処理施設、葬儀場

●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途

- 2.1.2 御堂筋以外の道路における低層部についても、御堂筋に面する部分と同様、にぎわい形成に資する用途の導入を検討してください。
- 2.1.3 用途の選定にあたっては、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、街区内、あるいは、向かい合う街区で協調した施設構成となるよう検討してください。

【参照：2.3.1 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出】



向かい合う街区でともに屋外も利用した飲食店を導入している例。相乗効果が発揮され、通りにテーマ性が生まれてきます。

2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出

(形態・意匠) 2.2.1

＜店舗等の場合＞

- 店舗等を導入する場合は、極力低層部の壁面の位置に配置するよう配慮してください。壁面後退を行う際は、上部に庇を設けることも、にぎわい演出の上では有効です。
- 直接店舗が外部に面しない部分であっても、ポルティコを設けることや、ショウケースを設けるなどまち歩きを楽しくするための工夫をしてください。
- 御堂筋に面した店舗の区画は、ヒューマンスケールに配慮し、統一感のあるものとなるよう配慮してください。

＜許容できる用途の場合＞

- 御堂筋に面する1階部分には、例えば、下記のようなことに配慮し、にぎわいの創出や演出につながるようにしてください。
 - 一部を飲食や休憩等ができるスペースとし、業務空間との緩衝空間となるスペース等としたりする。
 - 一部をショウルームのように使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりする。
 - 閉店後（営業時間外）の沿道への影響に配慮し、一部にショウケースを設けたり、漏れ灯りを演出できる透過性のあるシャッターを採用したりする、等



上部に庇を設けた例



ポルティコの例

まちなみをつくりつつにぎわいを醸し出すことができるしつらえを工夫してください。



低層部は中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとします。ヒューマンスケールに配慮し小割りとし、透過性のある構成としてください。

(素材) 2.2.2

- ・壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とします。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(色彩) 2.2.3

- ・中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとしますが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

【参照：大阪市景観計画・まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）の景観形成基準】

(広告・サイン等) 2.2.4

- ・チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られます。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう、例えば、次のようなことに配慮してください。

- 使用する色の明度・彩度を抑える。
- サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす。
- 企業カラーの掲示範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみに合わせて変更する、等。

【参照：2.6.1～2.6.3 広告・サイン等の取扱い】



使用していない時の専門学校の教室をオープンにし、前面に椅子やテーブルを設置している例。



ホテルのエントランス前をカフェ利用している例。



まちなみに配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



オフィスビルの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。

(多様なオープンスペース等の整備) 2.2.5

- 低層部を含め、壁面の位置を一律に制限していません。これは、壁面後退が必要ないと考えているのではなく、各事業者の創意により、にぎわい形成に資するオープンスペースを含む多様な空間を低層部に創出することが望ましいと考えているためです。
- 壁面後退の方法は、例えば、道路と並行に一律に行う／一部を大きく後退する／低層部のみ後退する、など様々なパターンが考えられます。建築計画や建物利用のコンセプトにあった、歩行者のたまり空間などオープンスペース等の形成を図ることに配慮してください。
- 御堂筋の歩道～オープンスペース等～建物低層部が有機的につながり親密な関係性を持つよう、舗装材の選定や植栽の配置、建物への動線などを総合的に検討してください。
- 歩道と調和した仕上げとし、歩道との段差が生じないものとしてください。また、隣接地との連続性、一体性に配慮してください。また、排水溝を設ける場合は、排水溝も含めて歩道と一体感のあるデザインとなるよう配慮してください。
- 御堂筋を象徴するイチョウ並木は、大阪市の指定文化財ともなっており、重要な景観要素です。御堂筋側の壁面後退部分のしつらえは、イチョウの魅力を引き立てるよう配慮してください。

【参照：御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）（大阪市建設局）】

【参照：1.2.1～1.2.7 街区で調和した魅力的な空間づくり】



建物の一部を後退してカフェ空間としている例。



低層部のみ部分的に後退させて設けた空間をカフェ利用している例。既存建物の小さな空間でも使い方次第で魅力的な場にすることができます。



建物前の空間をポケットパークのような憩い空間として開放している例。（たまり空間）

3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張

● 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 2.3.1

- にぎわいや人の流れを線(=御堂筋)から面(=船場)に広げ、船場地区全体の活性化にもつなげていくためには、御堂筋を起点に、東西方向の道路に沿ってにもにぎわい形成に資する用途の導入などを検討してください。
- 特に 1,500 m²以上の比較的規模の大きな敷地では、御堂筋沿道のにぎわい機能を東西道路へも展開するよう検討してください。
- 用途の選定にあたっては、通りにテーマ性が生まれるよう周辺土地利用との関係も考慮して検討してください。(例、周辺に多く立地する業種・業態の導入を検討するなど)
- 駐車場出入口などの配置は、低層部のにぎわいの妨げにできるだけならないよう検討してください。(例、東西方向の歩きやすさに配慮し、駐車場出入口は御堂筋以外の南北方向道路に面して設ける、反対の道路側でオープンカフェ等の利用がされている場合は駐車場出入口の位置をずらす、等)

【参照：2.1.2～2.1.3 御堂筋以外の道路に面する低層部の用途】



御堂筋以外の道路沿いにもにぎわい用途を導入している例。

4) オープンスペースの利活用

- 道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成

(オープンスペースの利活用) 2.4.1

- ・イスやテーブルを設置するなどし、街ゆく様々な人達が、集い、憩えるよう工夫してください。
- ・例えば、建物内に入居するテナント等が飲食スペースなどの一部として扱う方法などが考えられます。
- ・御堂筋で開催されるイベント時にも柔軟に活用できるよう、電気の貸し出しや排水への対応について検討してください。
- ・高級なにぎわい空間を創出するため、壁面後退部分の使用行為については、別途要綱を定めています。

【参照：御堂筋本町南地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱】

- ・椅子やテーブル、パラソルなどを設置する場合は、素材やデザイン、質に配慮したものをを用いてください。

【参照：御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）（大阪市建設局）】

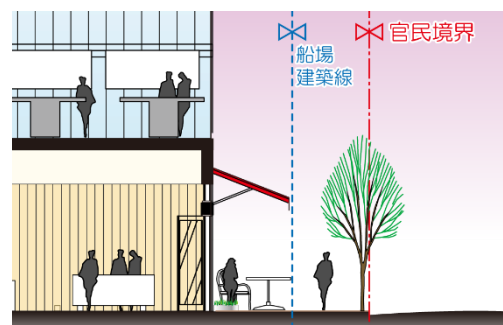
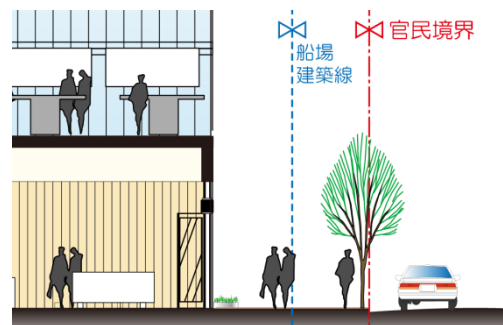
- 時間とともに表情を変えるまちづくり 2.4.2

(主に御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ)

- ・特に東西方向の道路沿いは、日中は主に歩行空間として利用することを想定しますが、アフターファイブは人や車の交通量が減少することから、例えばテーブルを並べてオープンカフェにするなど、時間帯ごとに変化する利用方法についても検討してください。



動線、植栽や電源の位置などは、イベント時の利活用にも配慮して計画してください。



御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ(上：日中、下：アフターファイブ)。

5) 魅力的な夜間景観の創出

● 夜間景観のあり方 2.5.1

(設え)

- 御堂筋に面する低層部の壁面は、建物から漏れる光（以下「**漏れ灯り**」という。）で沿道を柔らかく照らし、沿道から建物内の人の活動を感じることができるよう配慮して計画してください。
- 漏れ灯りによる演出が難しい場合は、歩行空間に近い壁面や柱面のライトアップなど、通り沿いの夜間景観の演出に配慮してください。
- **建物だけでなく、植栽を効果的にライトアップするなど、一体的な夜間景観の演出に配慮してください。**
- 閉店後（営業時間外）についても、道路側をショウウィンドウのように活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮してください。
- 2 階以下の低層部については、にぎわいを演出し、3 階以上の中高層部については、風格を演出する、という視点で、それぞれの対比も考慮して計画を検討してください。
- 色が変化したり、点滅したり、動いたりする照明を用いる場合（御堂筋側から視認できる屋内部に用いる場合を含む）は、輝度をなるべく低く抑えるとともに、色相に配慮し、変化をゆるやかなものとしてください。
- 夜間における安全で快適な歩行環境を、効率的・効果的に実現するため、建物側の照明の仕様や配置については関係部局と調整してください。
- **周辺の歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、御堂筋からの眺めに配慮し、建物への効果的なライトアップ等により、それらと調和する配光や色温度となるよう検討してください。**

【参照：1.1.6 夜間景観】



夜間照明は、沿道への漏れ灯りに配慮して計画してください。



壁面や柱面などの鉛直面を照らすと、同じ照度で床面を照らす場合より、人の目には明るく感じられます。



閉店後も道路側をショウルームのように活用するなど、壁面の演出に配慮してください。自動的に消灯するためのタイマーを設置したり、窓付近の回線を独立したものにしておくと、スムーズに運用することができます。



夜間景観は、低層部ではにぎわい、中高層部では風格の演出に配慮してください。

(色味・色温度)

- ・照明の色温度については、上質で温かみのある御堂筋にふさわしい電球色(3,000K以下)を原則とし、御堂筋のイチョウ並木のライトアップとの関係に配慮して計画してください。
- ・ただし、デザイン性に優れ、御堂筋にふさわしいものについては、この限りではありません。



イベントと連携したアートを壁面後退部に設けた例。御堂筋側から電源を取れるようにしておくと、柔軟な対応が可能になります。

● イベント時のライトアップ・イルミネーション 2.5.2

- ・御堂筋イルミネーションなどのイベント時には、街区の植栽のライトアップや、壁面後退部などにアート等を設置するなど、イベントへの協力を検討してください。
- ・イベント期間中は、中高層部で外部に漏れる光を抑制するよう努めてください。



イベントと関係性の低い光を抑えることで、イベントの効果を一層高めることができます。

6) 広告・サイン等の取扱い

- 低層部では**高級なにぎわいを演出する**広告・サインを許容 **2.6.1**
- ・建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本としてください。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するものは、この限りではありません。

御堂筋本町南地区における広告・サインの設置基準

		中高層部 (原則 3 階以上)	低層部 (原則 2 階以下)
基準		自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。	
		建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。	建築物の外壁面（ ガラス面を除く ）に掲出するもの。ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可とする。
		点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
		標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。	
		—	地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	表示面積は建築物の各面毎に外壁面積の 1/10 以内かつ 50 m ² 以内とする。 なお、屋上広告物の表示面積も含むものとする。 外壁面からの出幅は 30 cm 以下 とする 。	
	建物から突出するもの（そで看板等）	壁面から突出する広告物の突出幅は 1.0m 以内 とする 。	壁面から突出する広告物の突出幅は 1.0m 以内とし、広告物の下端までの高さは、3.5m 以上とする。 イベント対応のものについては、別途協議するものとする。
	地上に設置するもの	—	高さ 5m 以下。 一の表示面積は 2.5 m ² 以下。 原則、4 以下。
表示面積の算定方法		個々の広告物ごとにその面積を算定	
		壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積	
		集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計	

- ・本ガイドライン制定時に既存の屋外広告物の意匠変更（盤面変更等）を行う場合は、この基準の対象外としますが、新たな屋外広告物を設置する場合は、既存の屋外広告物も含めて、本設置基準に沿ったものとしてください。
- ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）については、**別途要綱を定めています。**
【参照：御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ等取扱要綱】

- ・ 風格あるまちなみをめざすため、御堂筋に面する建物において、できるだけ中高層部にはサインを設置しないよう配慮してください。やむを得ず設置する場合は、ビル名など更新頻度の少ないものに限り、建築物の意匠と調和するよう検討してください。

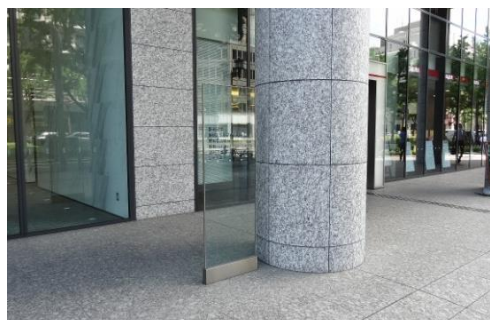
- ・ 御堂筋に面する建物において、テナント名などを表示する際は、表示方法や位置がテナントごとに不揃いになることがないように、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討してください。（例、建物の入り口付近などに集約して設置する、等）

● 暫定利用、イベント対応時の特例 2.6.2

- ・ 暫定利用、イベント対応時に限り、壁面全体の広告利用など、設置基準を緩和することができることとします。

● デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3

- ・ 情報伝達手段である広告やサインは、通常、人目につきやすいものであることが求められますが、その手段が色使いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまい、その行為が近隣で反復されるようなことになると、必要な情報がうまく伝わらないだけでなく、乱雑な景観につながる恐れがあります。
- ・ 広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができます。デザイン性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設け、統一感をもたせることで人目につきやすくする、という発想にたち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつくっていきけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫してください。
- ・ 例えば、広告・サインは以下のような点に配慮することで、落ち着いたデザインとすることができます。御堂筋沿道にふさわしく、建築物



テナント名を集約して表示している例。



一目で用途や空間構成が分かるサインの例（左）。モニュメントのようなテナントサインの例（右）。



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

全体の形態・意匠とも調和するよう配慮してください。

○1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。

○広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。

○文字は、切り文字や箱文字とする。

○地色は、壁面と同系色とする。

○高彩度の利用を抑える。

○人物、キャラクターの意匠は使用しない。

○太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。

○骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする、等。

【参照：2.2.4 広告・サイン等】

7) 駐車・駐輪施設の取扱い

(出入口、荷捌きスペース等)

- 2.7.1 にぎわいの連続性を確保するとともに、歩行者が安心して御堂筋を歩くことができる環境をつくるという趣旨から、車寄せや駐車場のための車両の出入口、荷捌きスペース等を御堂筋側に設置することは原則として禁止します。

(共同駐車場の活用)

- 2.7.2 共同駐車場制度の活用や駐車場の集約化について検討してください。

(駐輪施設のレイアウト)

- 2.7.3 駐輪施設は、建物内など壁面後退部を除く敷地内に確保することを基本とします。また御堂筋からは見えにくい位置に設けるよう配慮してください。やむを得ず道路から見える場所に駐輪施設を設ける場合は、修景を図ってください。



御堂筋を避けて駐車場出入口を設置している例。



駐輪施設を修景している例。

4 デザインガイドラインの運用について

(1)各ルールの留意点

- ◆必須事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、原則当該指針に沿った計画としてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆配慮事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう努めてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆検討事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう検討して下さい。

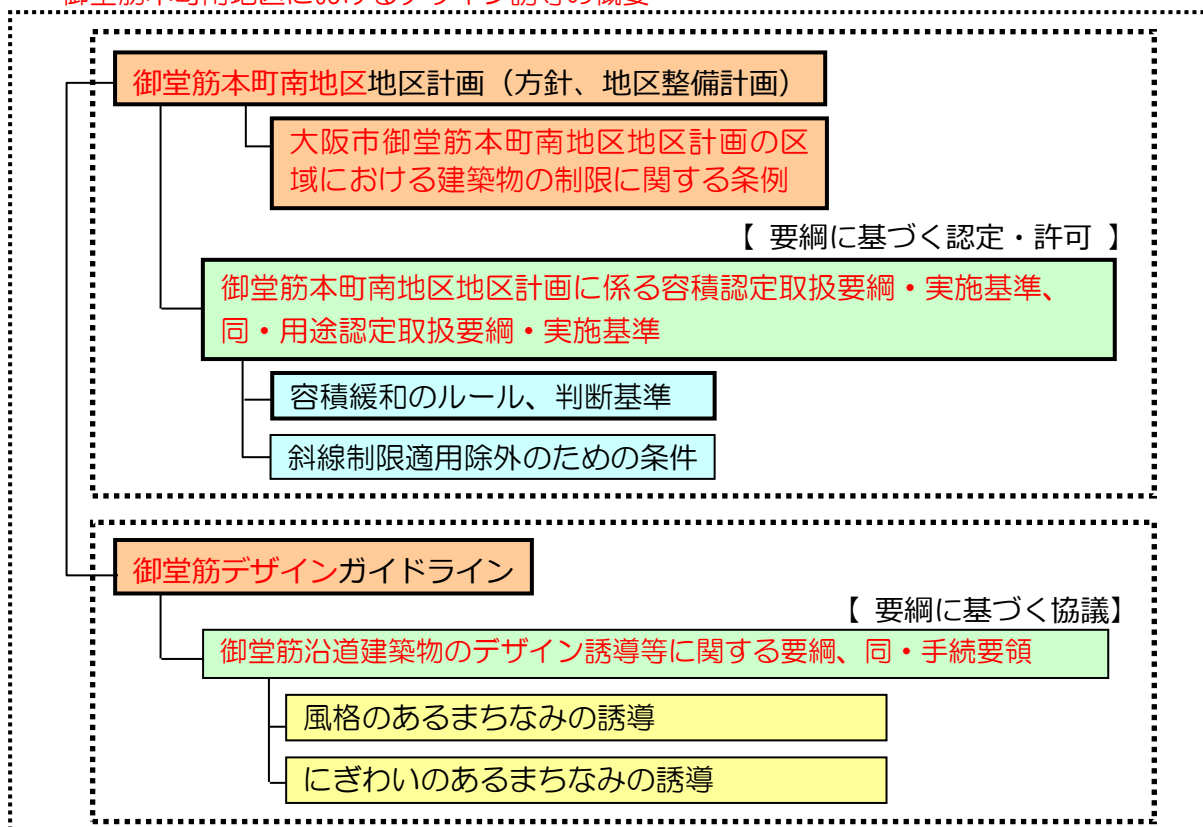
		必須事項	配慮事項	検討事項
	(1) 落ち着きと高級感のある複合市街地の形成にむけて			
	1) 個性ある質の高いまちなみの形成			
1.1.1	●狭小敷地への対策			△
	・共同化、一体化の検討			
1.1.2	●御堂筋にふさわしい個性ある質の高い外観			
	(形態・意匠)			
1.1.3	・低層部と中層部の分節	□	○	
1.1.4	・外観デザイン		○	
1.1.5	・御堂筋に面する/面さない部分の調和		○	
1.1.6	(素材)			
1.1.7	・配慮事項		○	
1.1.8	(夜間景観)			
1.1.9	・照明による落ち着きのあるまちなみの演出			△
1.1.10	(建築物の高さ)			
1.1.11	・6階以上/20m以上	□		
1.1.12	●世界的なブランド・ストリートにふさわしい居住施設の導入			
	(居住施設)			
1.1.13	・全体規模(最上階から1/3以内)	□		
1.1.14	・賃貸レジデンス	□		
1.1.15	・住戸規模		○	
1.1.16	・運営形態		○	
1.1.17	(外観の形態・意匠)			
1.1.18	・外観のデザイン		○	
	2) 街区で調和した魅力的な空間づくり			
1.2.1	●並木が連なる快適な歩行空間の形成			
1.2.2	・街区間・隣接敷地間での調整		○	
1.2.3	・並木の位置		○	
1.2.4	(船場後退部分の設え方法)			
1.2.5	・歩行空間の隣接地との連続性		○	
1.2.6	・植栽等の仕様や配置		○	
1.2.7	・照明の仕様や位置		○	
1.2.8	●舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一			
1.2.9	・船場後退部と歩道の一体性		○	
1.2.10	・隣接敷地間の一体性		○	
1.3.1	3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策			
1.3.2	●建築設備等の修景		○	
1.3.3	●自動販売機の排除	□		

		必須事項	配慮事項	検討事項
	(2) 高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて			
	1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入			
2.1.1	●御堂筋に面する低層部の用途 ・店舗等の用途	□		
2.1.2	●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途 ・にぎわい用途の誘導			△
2.1.3	・街区間・隣接敷地間での一体性・連続性			△
	2) 低層部における高級で魅力的なにぎわい空間の創出			
2.2.1	(形態・意匠)		○	
2.2.2	(素材)		○	
2.2.3	(色彩)		○	
2.2.4	(広告・サイン等)		○	
2.2.5	(多様なオープンスペース等の整備)		○	
	3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張			
2.3.1	●御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 ・比較的規模の大きな敷地			△
2.3.1	・用途の選定等			△
	4) オープンスペースの利活用			
2.4.1	●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成 (オープンスペースの利活用)		○	
2.4.2	●時間とともに表情を変えるまちづくり			△
	5) 魅力的な夜間景観の創出			
2.5.1	●夜間景観のあり方 (設え)			△
2.5.1	(色味・色温度)			△
2.5.2	●イベント時のライトアップ・イルミネーション ・イベントへの協力			△
	6) 広告・サイン等の取扱い			
2.6.1	●低層部では高級なにぎわいを演出する広告・サインを許容	□		
2.6.2	●暫定利用、イベント対応時の特例		○	
2.6.3	●デザイン・掲出方法の工夫		○	
	7) 駐車・駐輪施設の取扱い			
2.7.1	(出入口、荷捌きスペース等)	□		
2.7.2	(共同駐車場の活用)			△
2.7.3	(駐輪施設のレイアウト)		○	

(2)デザイン協議の概要

- 御堂筋本町南地区では、『地区計画』により建築物の用途や形態等について定めるとともに、建築物の形態意匠やにぎわいの質、建築物・広告物のデザイン等については、本ガイドラインにより誘導の指針等を示し、大阪市と事業者等との対話によるデザイン協議を行っています。デザイン協議の対象、手順等については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」を参照してください。

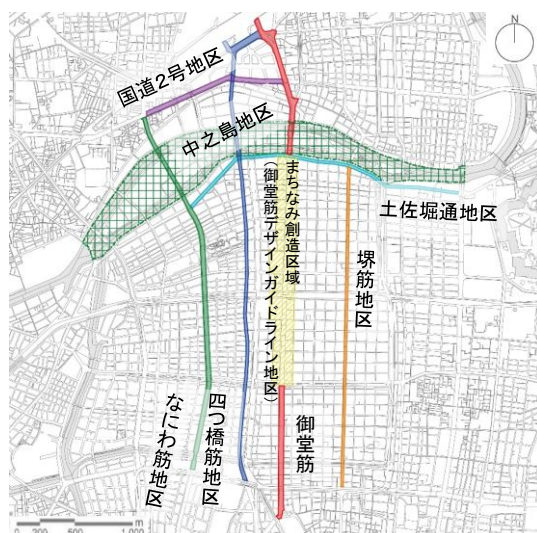
御堂筋本町南地区におけるデザイン誘導の概要



景観計画区域図

（重点届出区域及びまちなみ創造区域）

※御堂筋デザインガイドライン区間は、大阪市景観計画において、「まちなみ創造区域」の「御堂筋デザインガイドライン地区」に位置づけられているため、景観計画もふまえた計画としてください。



■デザイン協議の対象行為について

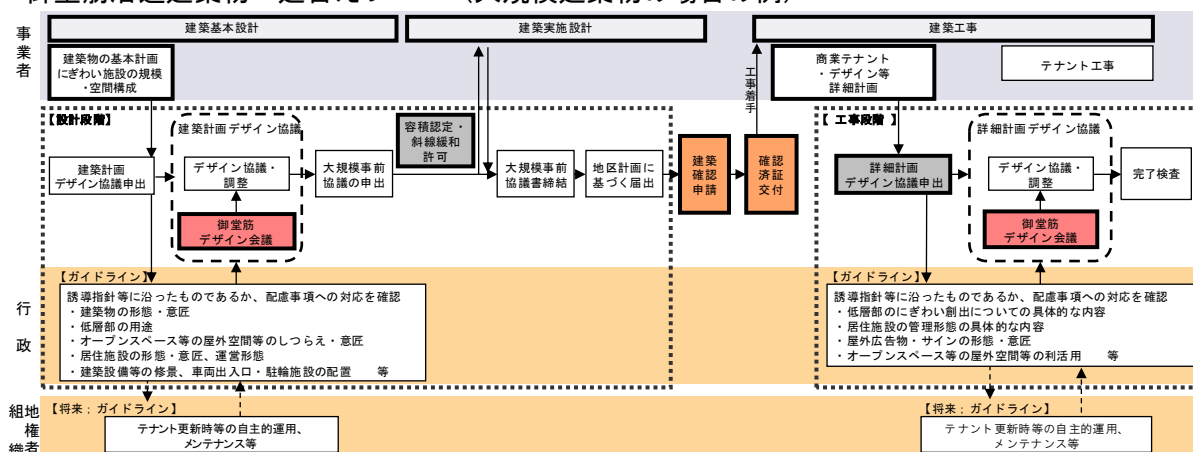
本ガイドライン2ページの(3)対象範囲内において、以下の行為を行う場合は、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づきデザイン協議を行うことになります。その際は、本ガイドラインに沿った計画としてください。

- ・建築物を新築、増築、改築、移転する場合 ⇒

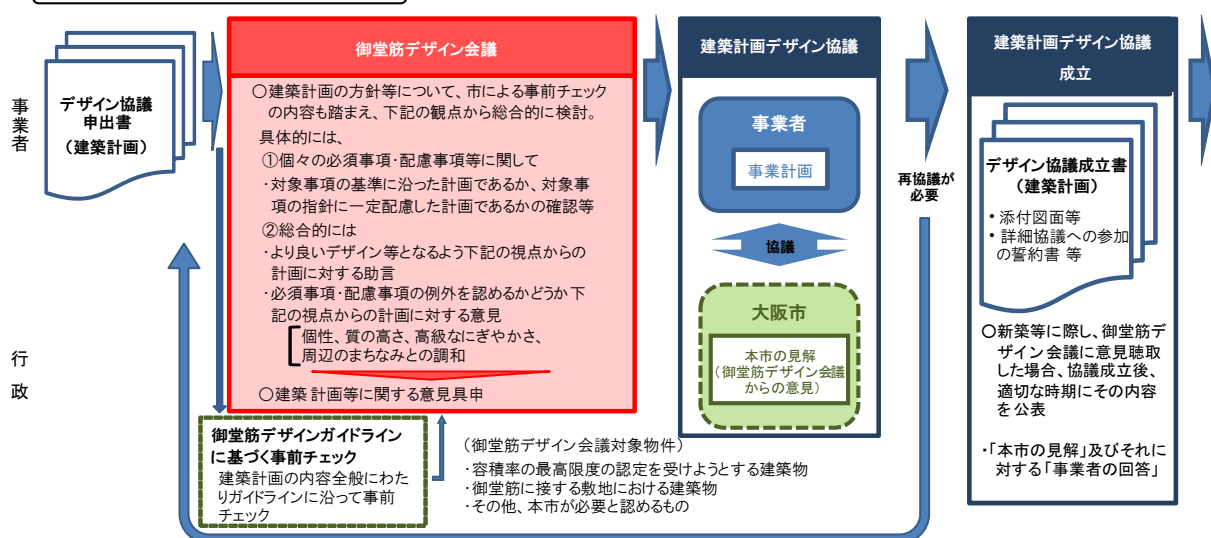
①建築計画デザイン協議
 ②詳細計画デザイン協議
 - ・道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
 - ・用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
 - ・屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合
- ⇒

③意匠計画デザイン協議

御堂筋沿道建築物 建替えフロー（大規模建築物の場合の例）

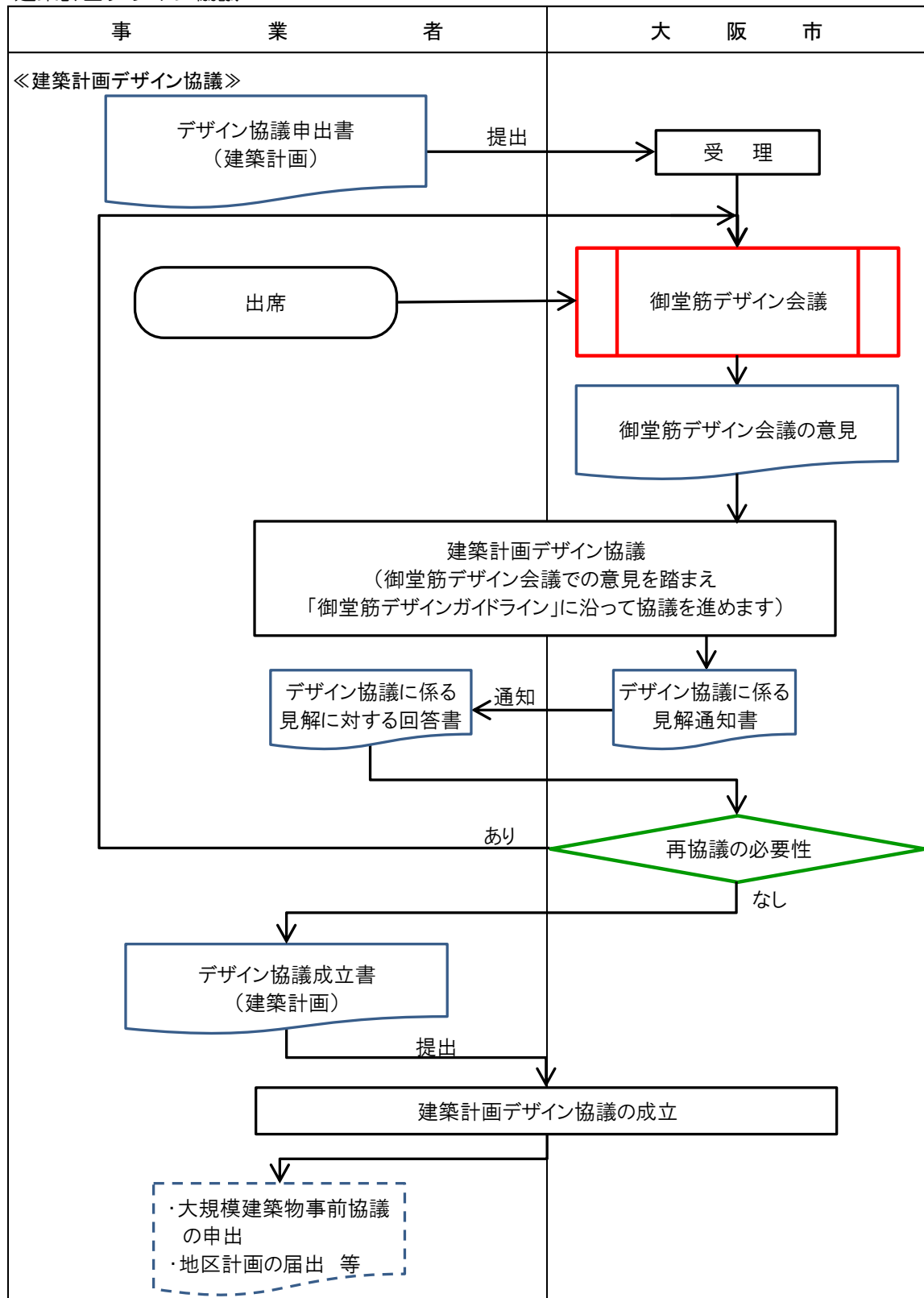


「建築計画デザイン協議」部詳細



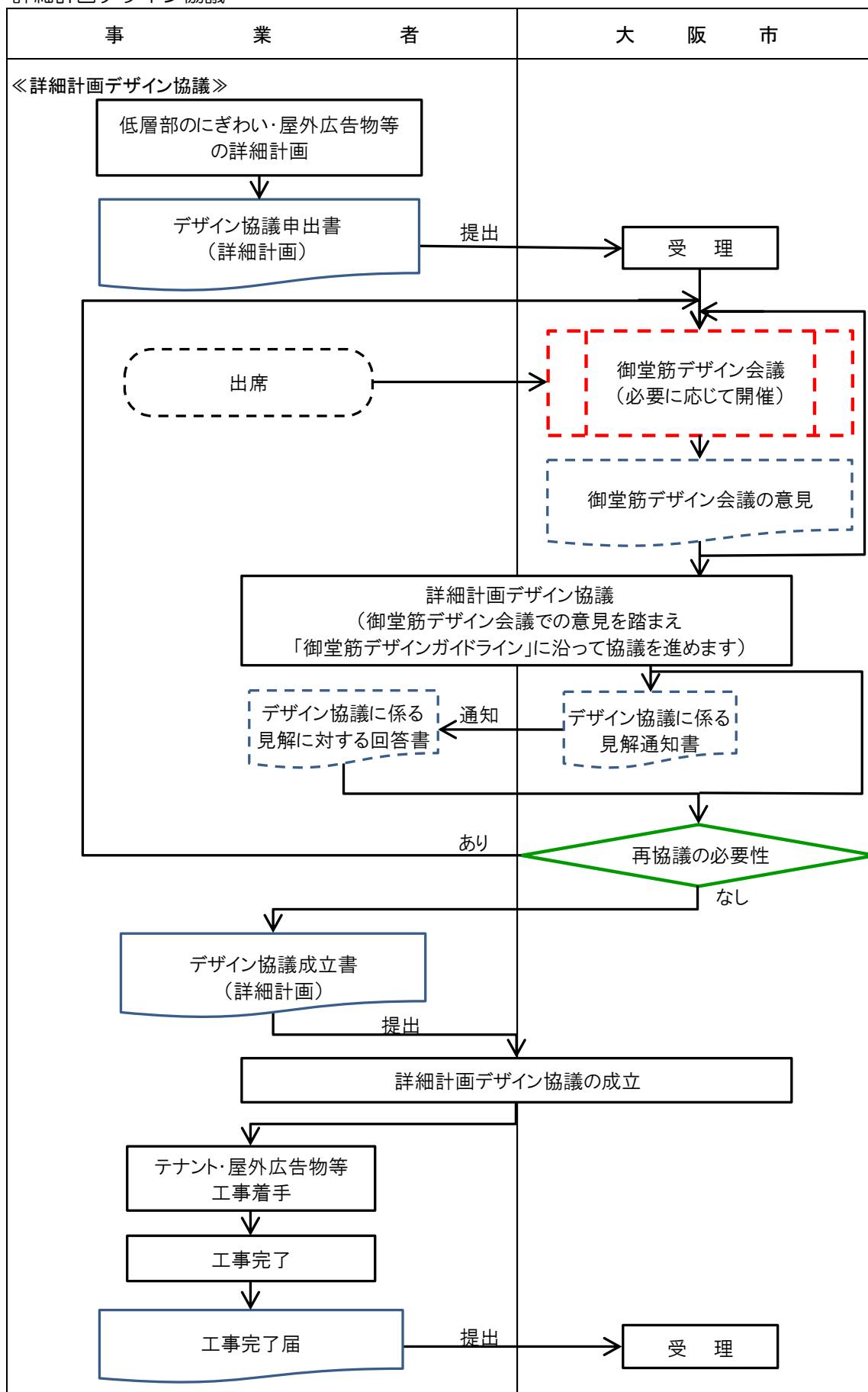
【手続きフロー】

① 建築計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照してください。大阪市景観計画に基づく届出も必要です。(ただし、デザイン会議を開催した場合、デザイン部会の開催は不要です)

② 詳細計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照してください。

③ 意匠計画デザイン協議

